

令和7年度宮城県産青果物の輸出拡大促進業務 仕様書

1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する令和7年度宮城県産青果物の輸出拡大促進業務（以下「委託業務」という。）の実施について、受注者は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

2 業務の目的

本県では、「宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略」（以下「食品輸出戦略」という。）において、「水産物」、「米」、「牛肉」、「いちご」、「日本酒」及び「さつまいも」の6品目を「輸出基幹品目」に位置付け、目標指標を定めて県産食品の輸出拡大に取り組んでいる。

近年、新型コロナウイルス感染症対策の世界的な緩和による外食産業の回復や、円安などの外部環境が、食品の輸出拡大にとって好機となっている。

東北一の生産量を誇る「いちご」については、県内の複数の生産者と食品商社が連携し、産地から海外現地小売店まで大ロットのいちごを鮮度保持しながら定期的・定量的に輸出するバリューチェーンモデルが構築されており、引き続き販路開拓を行いながら、更なる輸出拡大を図る必要がある。

また、近年県内での生産が拡大している「さつまいも」については、JAグループが主体となり香港への輸出を行っているが、糖度が高く食味の良い日本のさつまいもは、東南アジアをはじめ海外で高い人気があり、その需要は年々高まっていることから、香港以外の輸出先国・地域も含めて、販路開拓と拡大を図る必要がある。

本委託業務は、食品輸出戦略に掲げた目標指標の達成に向けて、「いちご」や「さつまいも」等の宮城県産青果物の海外への販路開拓と拡大を図ることを目的に、本業務を実施するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

4 成果指標

受注者は、下記の具体的な成果指標の達成に向けた業務の展開を図ること。

成果指標	数値目標
宮城県産いちごの輸出量 （令和7年4月から令和8年3月までの合計）	200,000 パック以上
いちご以外の宮城県産青果物の新たなバリューチェーン構築数	2件以上

5 委託業務の内容

以下に掲げる内容を含む業務を企画し、実施すること。

ただし、当該業務の企画及び実施に当たっては、宮城県が令和5年12月22日に株

式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスと「宮城県産品の海外への販路開拓等に関する包括連携協定」を締結していることに鑑み、同社が海外に展開する店舗への宮城県産青果物の輸出を必須とする。

なお、このことは、上記以外の法人や店舗への輸出拡大を妨げるものではない。

(1) 宮城県産いちごの輸出拡大

イ 定期・定量輸出の実施

アジア地域を中心に、5つ以上の国・地域に対し、県産いちごの定期・定量輸出を継続的に行うこと。

ロ 輸出量・輸出金額の向上

県産いちごの輸出量及び輸出金額の向上に向け、1月から6月まで高品質ないちごを生産できる宮城の優位性を活かし、県産いちごの長期輸出を行うこと。

あわせて、県と連携し、輸出に取り組む生産者の拡大や、各生産者の出荷量の増加、品質の保持を図ること。

ハ 夏秋いちごの輸出拡大

いちごは生食用以外にも、加工・業務用として一年を通して需要があるが、7月から9月までの間は、全国的に促成いちごの輸出が無くなる時期であり、この時期の海外需要に応えるため、本県産夏秋いちごの輸出の取組を拡大すること。

ニ 台湾向けの輸出拡大

台湾は青果物の残留農薬規制が他の国・地域と比べて厳しいものの、日本産いちごは高い人気と需要があり、台湾のバイヤーからは宮城県産いちごの取扱いの要望も寄せられていることから、出荷前の残留農薬検査を実施しながら令和6年度から輸出を開始している。

県産いちごの台湾への更なる輸出拡大に向け、新たに台湾輸出に取り組むいちご生産者の掘り起こしと、残留農薬基準に適合したいちご栽培の技術支援、出荷前の残留農薬検査の実施を行うこと。

(2) 宮城県産青果物の輸出拡大

イ 宮城県産さつまいもの新たなバリューチェーンの構築

宮城県産さつまいもについて、輸出先国・地域を1か国以上選定し、輸出に取り組む生産者の掘り起こしと関係事業者と連携した商流の検討により、トライアル輸出を行い、新たなバリューチェーンを構築すること。

なお、トライアル輸出では、廃棄率や実需者からの評価等を取りまとめ、生産者の生産技術の改善につなげる。また、次年度以降の新規取組者の掘り起こしのため、国内販売と比較した場合の海外輸出の優位性（生産者所得等）についてとりまとめること。

ロ 宮城県産あんぽ柿の新たなバリューチェーンの構築

宮城県産あんぽ柿の輸出を目指す事業者による香港への継続的な輸出の取組を支援するとともに、新たな輸出先国・地域への輸出のため海外現地小売店と連携しながら、新たなバリューチェーンを構築すること。

あわせて、県内事業者が継続的に輸出に取り組めるよう、輸出関連の手続きや、海外ニーズに合わせた商品のブラッシュアップ等、事業者に対して必要な支援を行うこと。

ハ 青果物輸出拡大セミナーの開催

本業務の実績等も踏まえ、宮城県産青果物の輸出促進や、県内生産者の輸出への取組誘導を目的としたセミナーを1回開催すること。

なお、事前準備からセミナー開催までのスケジュール調整、講師の選定・依頼、参加申込み受付、会場の確保・設営、セミナー当日の進行管理まで、本業務全ての運営業務を行うこと。

(3) 宮城県産青果物の認知度向上と販売促進

イ 海外現地小売店におけるフェアの開催

いちご及びあんぽ柿等の宮城県産青果物の認知度向上と販売促進のため、2か国・地域以上の海外現地小売店において試食販売等のフェアを開催すること。

ロ PRツールの作成と海外消費者への情報発信

いちごについては、令和6年度に作成したPRツールを活用しながら海外消費者への情報発信を行うこと。

あんぽ柿については、単価が高く、商品の価値や魅力を伝えることが重要であることから、PRツールを新たに作成し、海外消費者への情報発信を行うこと。

(4) デジタル技術を活用した青果物販売手法の構築

国境を越えて通信販売を行う越境ECを含む、ECサイトを活用した海外消費者へのいちご等の青果物販売を行い、デジタル技術を活用した青果物販売手法を構築すること。

また、ECサイトを活用した青果物販売手法について、海外小売店舗における対面販売と比較しながら、課題や効果的なPR手法等について分析し、とりまとめること。

(5) 企画設計・調整

イ 本業務全体を適切に遂行するための計画書及びスケジュール並びに運営体制を受託後速やかに整備し、明示すること。

ロ 本業務に関する生産者等からの問合せや要望に対応すること。

ハ 本業務全体の企画運営については、発注者と十分に連携しながら実施すること。

(6) 成果物の提出

本業務の成果物として、発注者が別途指定する期日までに、実績報告書（任意様式）及び成果物を提出すること。

実績報告書は本業務で実施した内容及び結果をまとめるとともに、実施結果から業務の効果を分析すること。

なお、実績報告書及び成果物は電子データで提出すること。

(7) その他本業務に関わること

イ 発注者への中間報告

中間報告を2回程度実施し、発注者に対して業務の進捗状況等を報告すること。

ロ 再委託について

委託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、効率的に業務を実施するために必要である場合は、県と協議のうえ、委託業務の一部を再委託することができる。

ハ 仕様の変更について

受注者は、やむを得ない事情が発生した場合や、業務の目的を達成するためにより効果的・効率的な手法がある場合等は、本仕様書の変更について県と協議することができる。

ニ その他、委託業務に関連し必要と認められる事務を行うこと。

6 その他

上記以外の事項について処理する必要がある場合は、受注者は発注者と速やかに協議の上、互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。